

**第7期大津町障がい福祉計画**  
**第3期大津町障がい児福祉計画**  
**【序論案】**

令和5年8月  
大津町

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
(1) 計画策定の趣旨と背景 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
(1) 法令等の根拠について .....	3
(2) 本計画の対象となる方について .....	3
(3) 計画の位置づけ .....	4
(4) 計画の期間 .....	4
3 計画の策定体制 .....	5
(1) 住民アンケート調査 .....	5
(2) 団体ヒアリング調査 .....	5
(3) 事業所ヒアリング調査（障害福祉サービス事業所） .....	5
(4) 事業所ヒアリング調査（一般企業） .....	5
(5) 策定委員会の実施 .....	5
(6) パブリックコメントの実施 .....	5
4 計画策定にあたって踏まえるべき事項 .....	6
(1) 本計画の国の基本指針について .....	6
(2) 国の第5次障害者基本計画について .....	7
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）について .....	8
(4) 「重層的支援体制整備事業」について .....	9
第2章 本町における障がい福祉の現状 .....	10
1 本町の現状 .....	11
(1) 人口の状況 .....	11
(2) 障害者手帳所持者の状況 .....	12
(3) 就学前における手帳所持者の状況 .....	17
(4) 特別支援学級の状況 .....	17
2 第6期大津町障がい福祉計画・第2期大津町障がい児福祉計画の進捗 .....	18
(1) 障害福祉サービスの提供状況 .....	18
(2) 障害児通所支援の提供状況 .....	21
(3) 地域生活支援事業の提供状況 .....	22

# 第1章 計画の基本的な考え方

---

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 計画策定の趣旨と背景

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

本町においては、平成14年3月に「心ふれあい、ともに歩むまちづくり」を基本目標に掲げた「大津町障がい者福祉計画」を策定し、障がい保健福祉施策の推進に努めてきました。

また、平成19年3月には、「大津町障がい者福祉計画」に掲げた基本理念等を継承するとともに、障害者自立支援法の施行など社会福祉制度の改革や多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため「大津町障がい者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず全ての住民がいきいきと共に暮らすことができるように、ノーマライゼーションの考え方のもとまちづくりを進めてきました。

一方で、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このたび、「第6期大津町障がい福祉計画」「第2期大津町障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として策定しました。

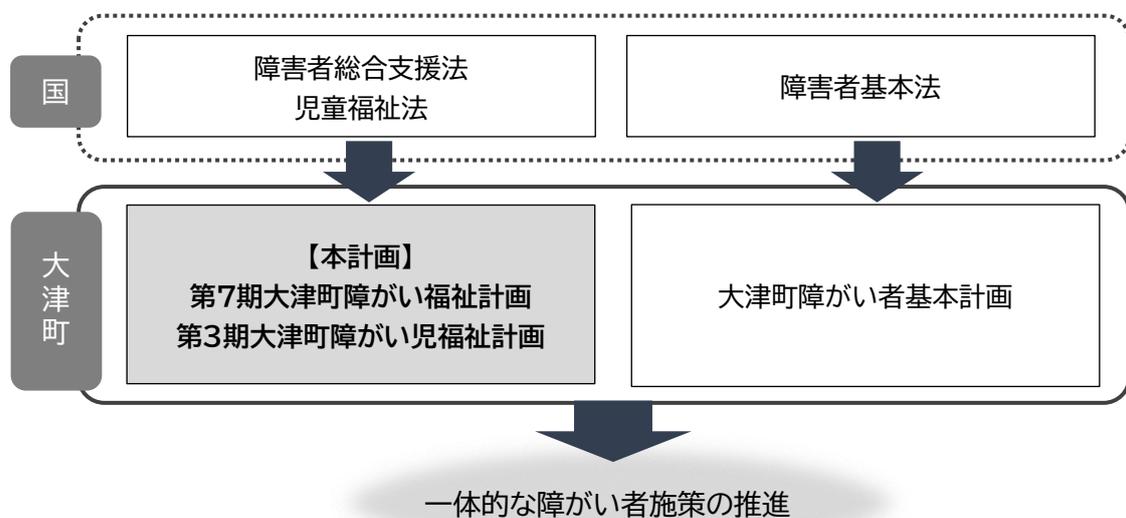
## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠について

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

「大津町障がい者基本計画」（障害者基本法第11条第3項）が、本町における障がい福祉全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

#### ■計画の位置づけ



### (2) 本計画の対象となる方について

本計画の対象となる「障がい者」及び「障がい児」とは、下記の定義となります。

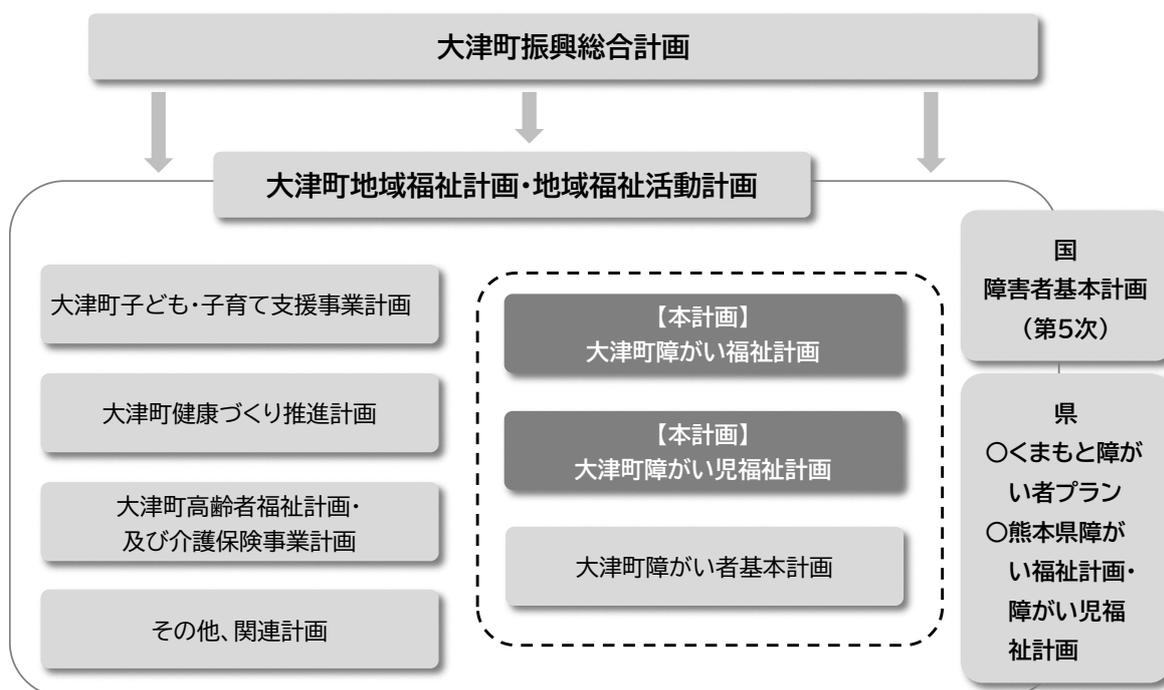
- ・ 18歳以上の身体障がい者  
(障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第4条に規定)
- ・ 18歳以上の知的障がい者  
(知的障害者福祉法に規定)
- ・ 18歳以上の精神障がい者  
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。))
- ・ 治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上である者
- ・ 障がい児  
(児童福祉法第4条第2項に規定)

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの基本方針である「大津町振興総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「大津町地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）や熊本県の「熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとしします。

#### ■上位計画や関連計画について



### (4) 計画の期間

「第7期大津町障がい福祉計画・第3期大津町障がい児福祉計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年の計画とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### ■計画の期間について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者基本計画	大津町障がい者基本計画			大津町障がい者基本計画					
障がい福祉計画	第6期計画			【本計画】第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児福祉計画	第2期計画			【本計画】第3期計画			第4期計画(予定)		

## 3 計画の策定体制

### (1) 住民アンケート調査

町内にお住まいの障害者手帳や障害（児）福祉サービスの受給者証をお持ちの方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

### (2) 団体ヒアリング調査

ニーズが増加する障がい児支援に関する現状や課題、今後求められる支援を把握することを目的として実施しました。

### (3) 事業所ヒアリング調査(障害福祉サービス事業所)

障害福祉サービス事業所の活動状況や、支援を通じて感じている現状や課題等を把握することを目的として実施しました。

### (4) 事業所ヒアリング調査(一般企業)

一般企業における障がいのある人の雇用の状況や課題等を把握することを目的として実施しました。(※令和5年8月～9月に実施予定です)

### (5) 策定委員会の実施

学識経験者や障がい者団体、関係機関等によって構成される「大津町障がい福祉計画等策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

### (6) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。(※令和6年1月～2月に実施予定です)

## 4 計画策定にあたって踏まえるべき事項

### (1) 本計画の国の基本指針について

本計画は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）を踏まえ策定します。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

#### ■基本指針見直しの主な事項(一部抜粋)

##### 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

##### 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

##### 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

##### 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

##### 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

##### 障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

##### 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

##### 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

##### よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

##### 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

## (2) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨も踏まえ策定します。

### ■障害者基本計画の概要

#### I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

#### II 総論の主な内容

##### ①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

##### ②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

##### ③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

##### ④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

##### ⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

#### III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

### (3) 持続可能な開発目標(SDGs)について

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

#### ■本計画に関連するSDGsのゴール



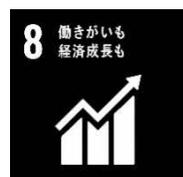
#### 目標3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



#### 目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標8：働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



#### 目標10：人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



#### 目標11：住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



#### 目標16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

## (4) 「重層的支援体制整備事業」について

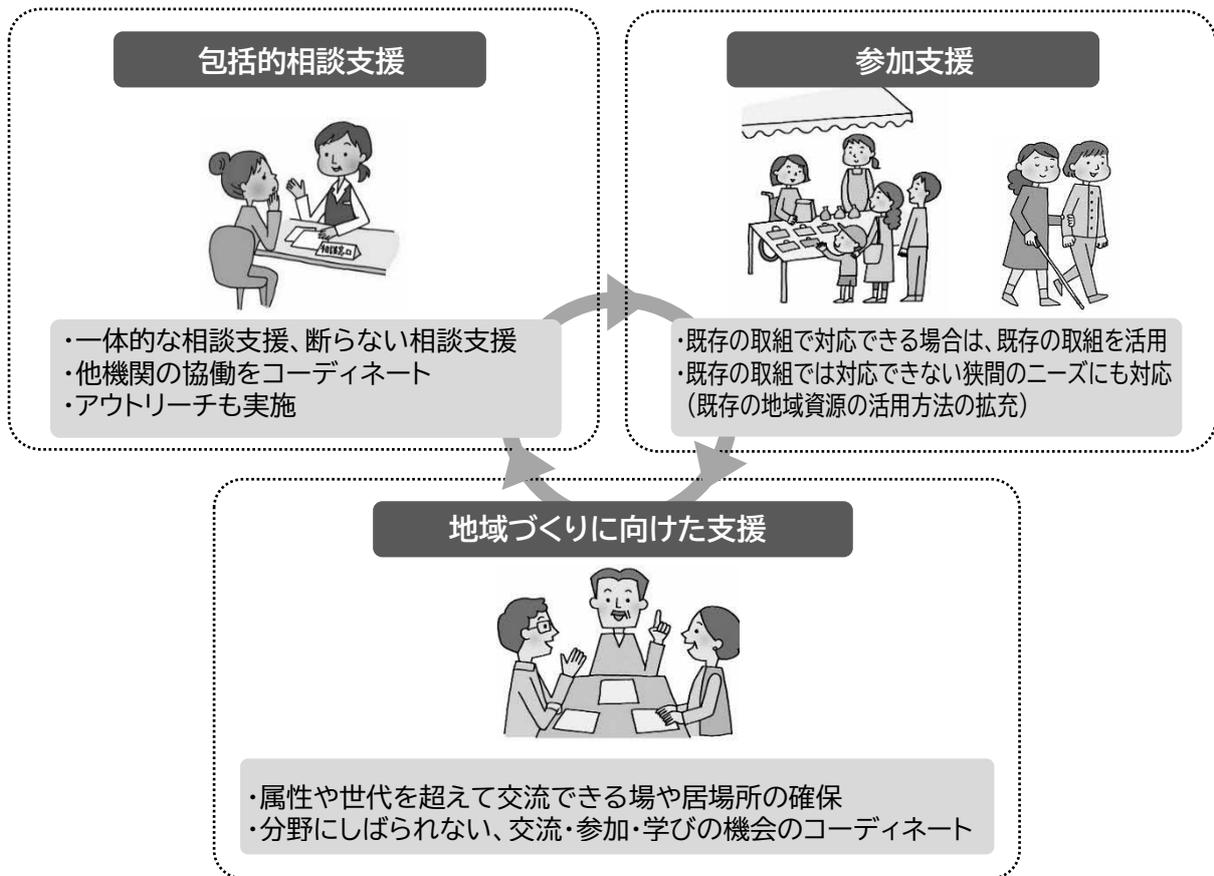
令和3年度の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮や引きこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、令和4年度に大津町重層的支援体制整備事業実施計画を策定しており、令和4年4月から事業に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、大津町全体の福祉の向上をめざすものとしします。

### ■国の示す重層的支援体制整備事業の主な内容



## 第2章 本町における障がい福祉の現状

---

# 1 本町の現状

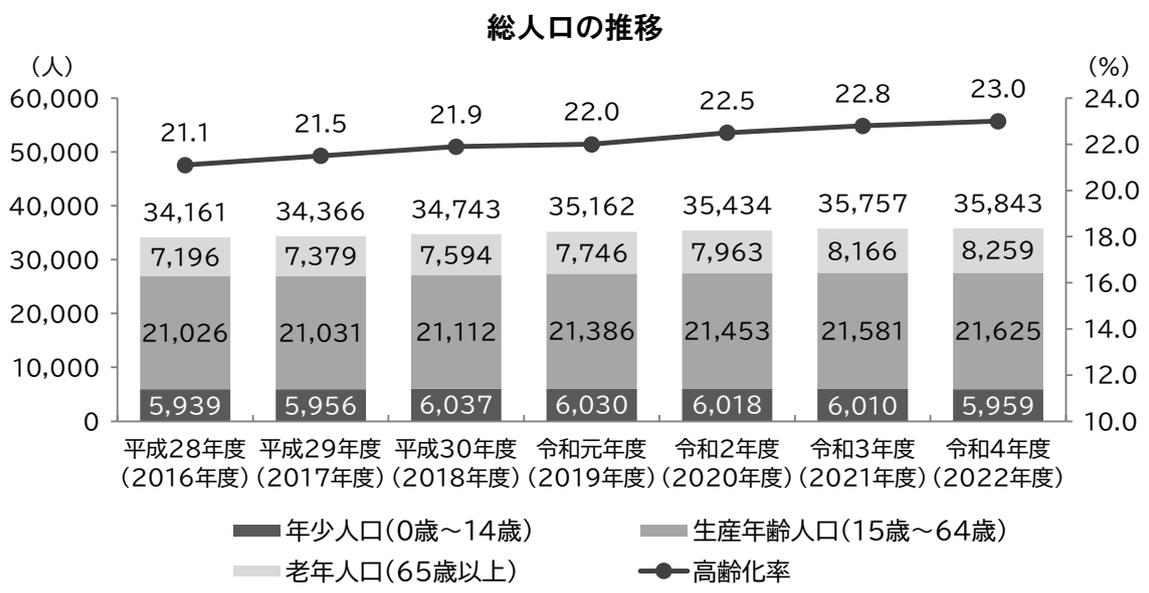
## (1) 人口の状況

### ① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

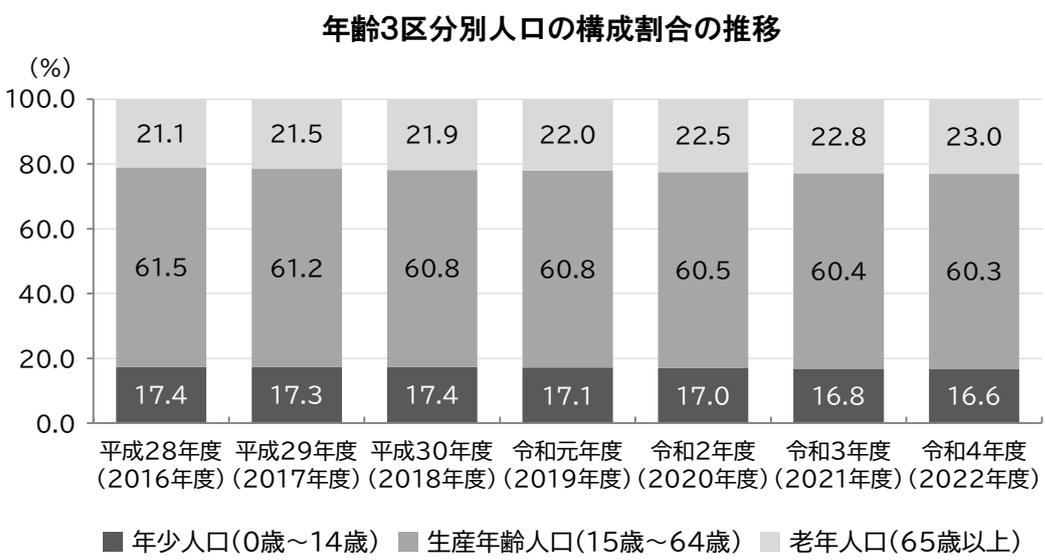
本町の総人口は増加傾向で推移しており、令和4年度には35,843人となっています。

また、年齢3区分別にみると、生産年齢人口及び老年人口が増加している一方、年少人口は平成30年度をピークに減少に転じています。

なお、令和4年度における年齢3区分別人口の構成割合は、年少人口が16.6%、生産年齢人口が60.3%、老年人口が23.0%となっています。



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在



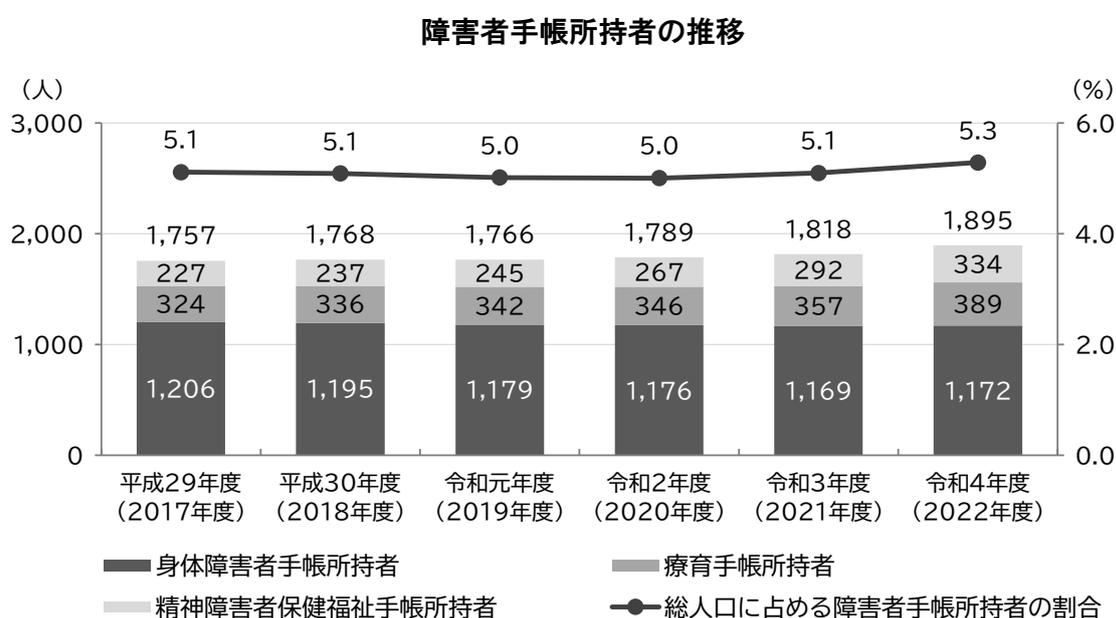
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

## (2) 障害者手帳所持者の状況

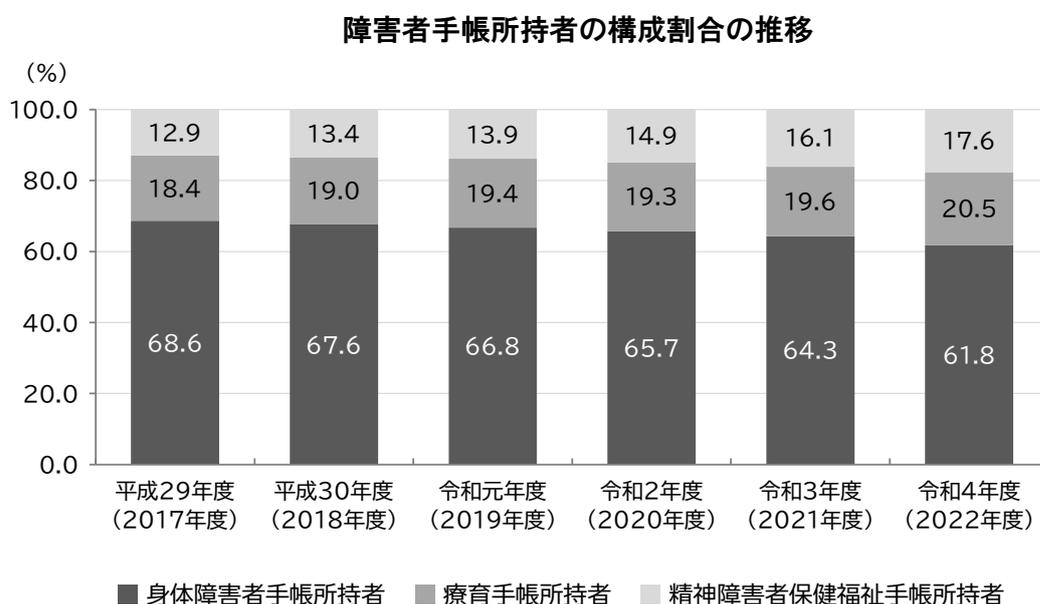
### ① 障害者手帳所持者の推移

本町の障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には1,895人となっています。また、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は令和4年度で5.3%となっています。

障害者手帳所持者の構成割合をみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加傾向となっており、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっています。令和4年度の構成割合は、身体障害者手帳所持者が61.8%、療育手帳所持者が20.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が17.6%となっています。



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

## ② 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は減少傾向で推移しており、令和4年度には1,172人となっています。

等級別にみると、令和4年度は1級が375人（32.0%）と最も多く、次いで4級が341人（29.1%）となっています。

障害種別にみると、令和4年度は肢体不自由が550人（46.9%）と最も多く、次いで内部障害が405人（34.6%）となっています。

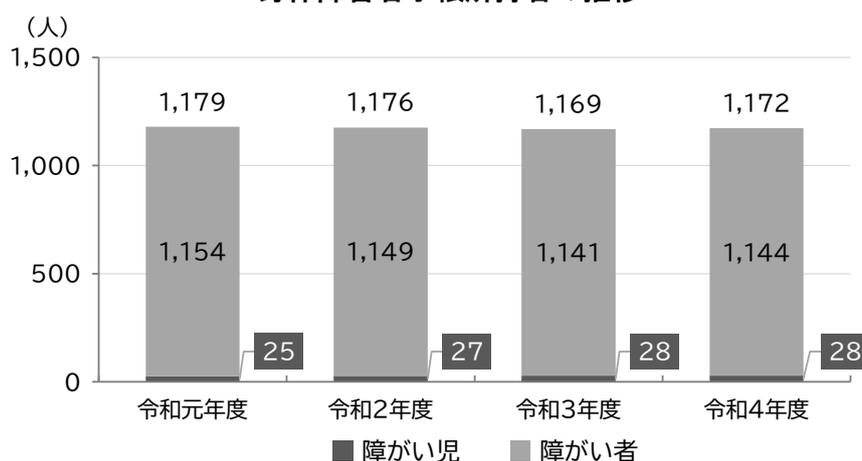
単位：人

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総数		1,154	25	1,149	27	1,141	28	1,144	28
等級別	1級	348	12	355	10	360	10	365	10
	2級	140	4	139	5	135	6	132	6
	3級	136	4	130	4	125	4	126	4
	4級	353	3	343	4	337	4	337	4
	5級	94	0	97	0	97	0	95	0
	6級	83	2	85	4	87	4	89	4
障害種別	視覚障害	87	0	79	0	77	0	71	0
	聴覚・平衡機能障害	139	6	124	7	121	7	126	7
	音声言語機能障害	20	1	11	1	12	1	12	1
	肢体不自由	573	16	547	16	536	16	534	16
	内部障害	404	5	388	3	395	4	401	4

※障害種別の合計は、重複があるため、総数とは合わない

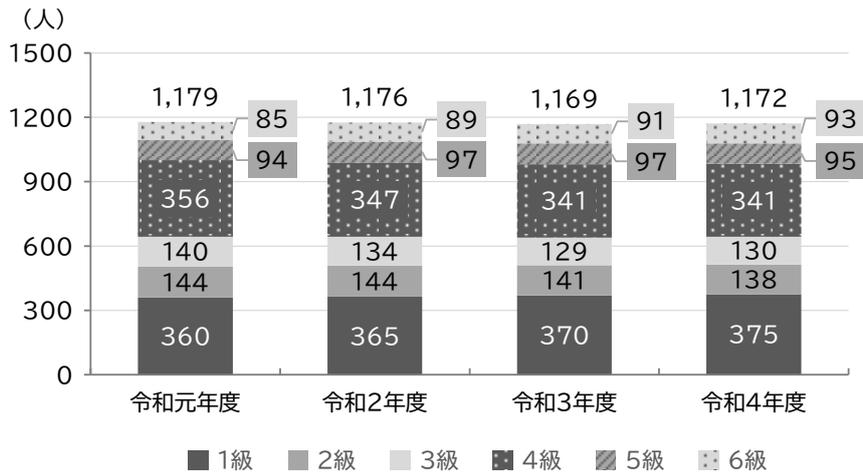
資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

身体障害者手帳所持者の推移

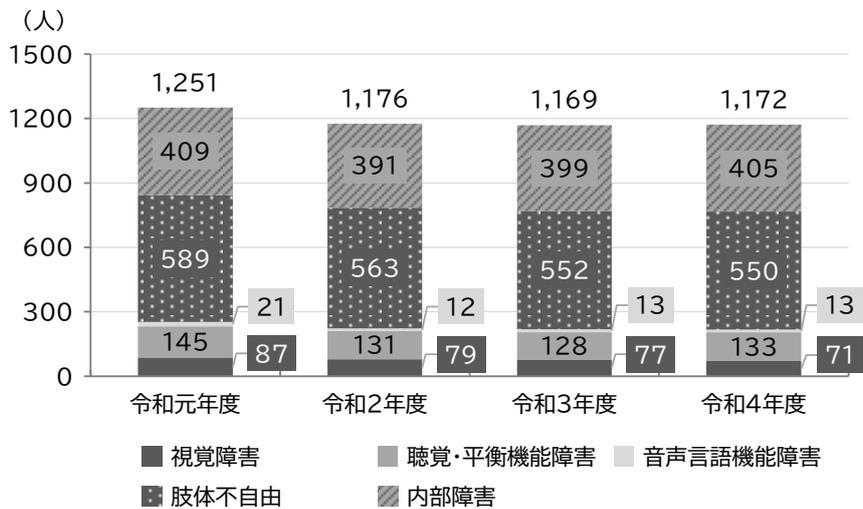


資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

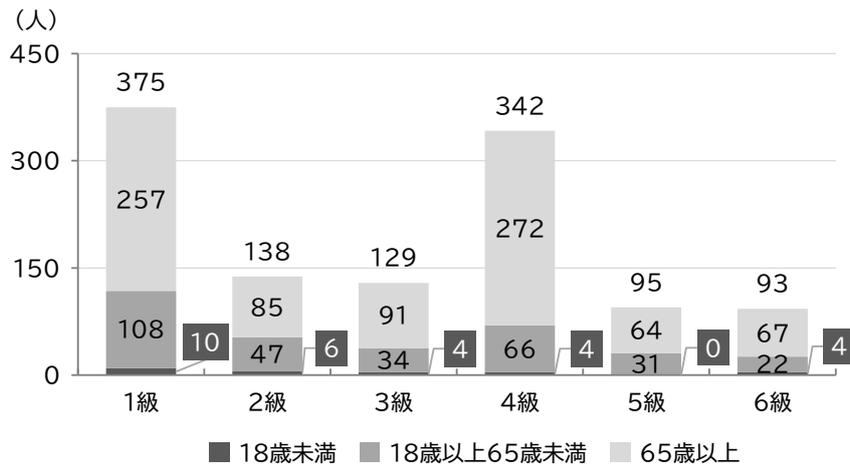
### 等級別身体障害者手帳所持者の推移



### 障害種別身体障害者手帳所持者の推移



### 年齢層別・等級別にみた身体障害者手帳所持者の状況(令和4年度)



資料：大津町福祉課 令和5年3月31日現在

### ③ 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は増加傾向で推移しており、令和4年度には389人となっています。

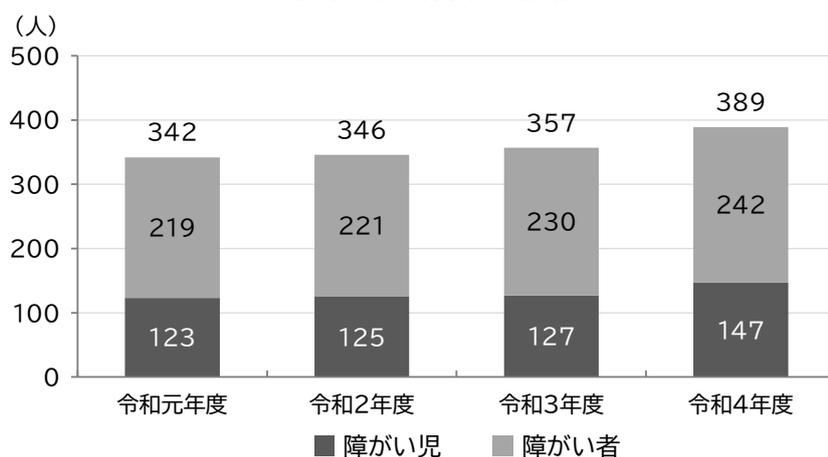
障害程度別にみると、令和4年度はB2が154人（39.6%）と最も多く、次いでB1が107人（27.5%）となっています。

単位：人

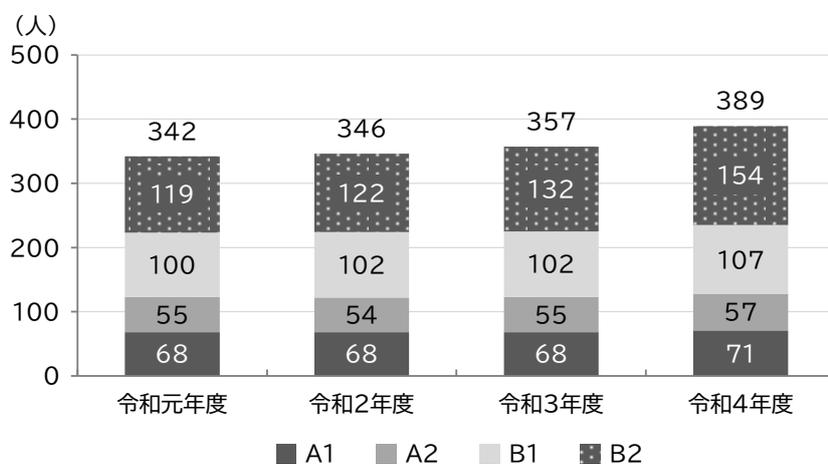
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		219	123	221	125	230	127	242	147
障害程度	A1	54	14	55	13	56	12	56	15
	A2	45	10	44	10	44	11	45	12
	B1	71	29	72	30	75	27	79	28
	B2	49	70	50	72	55	77	62	92

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

療育手帳所持者の推移



障害程度別療育手帳所持者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

#### ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には334人となっています。等級別にみると、令和4年度は2級が224人（67.1%）と最も多く、次いで3級が78人（23.4%）となっています。

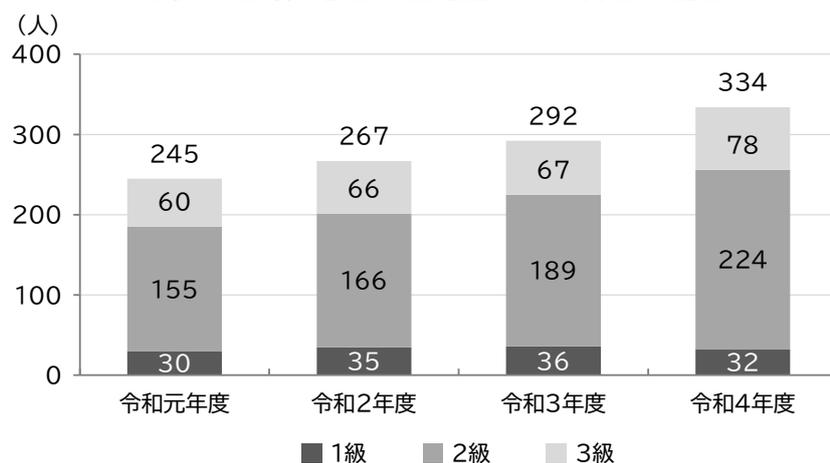
自立支援医療（精神通院医療）利用者は増減を繰り返しており、令和4年度には718人となっています。

単位：人

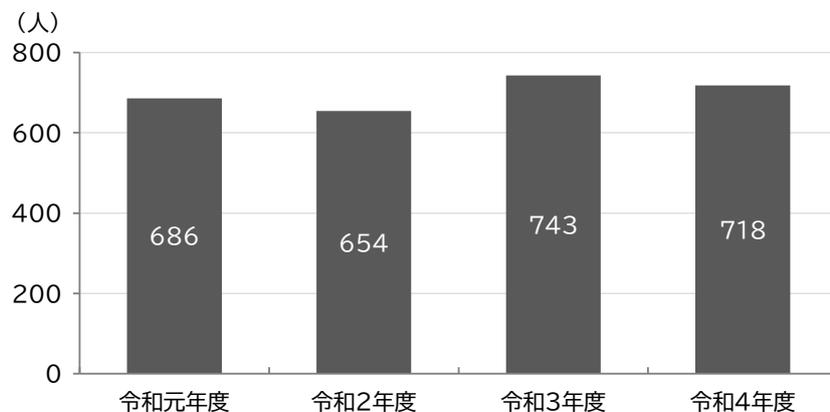
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児
総 数		245	267	292	334
等級別	1級	30	35	36	32
	2級	155	166	189	224
	3級	60	66	67	78

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

### (3) 就学前における手帳所持者の状況

就学前における障がい児の手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には24人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	4	4	6	5
療育手帳所持者	14	18	17	19
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0	0
合計	18	22	23	24

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

### (4) 特別支援学級の状況

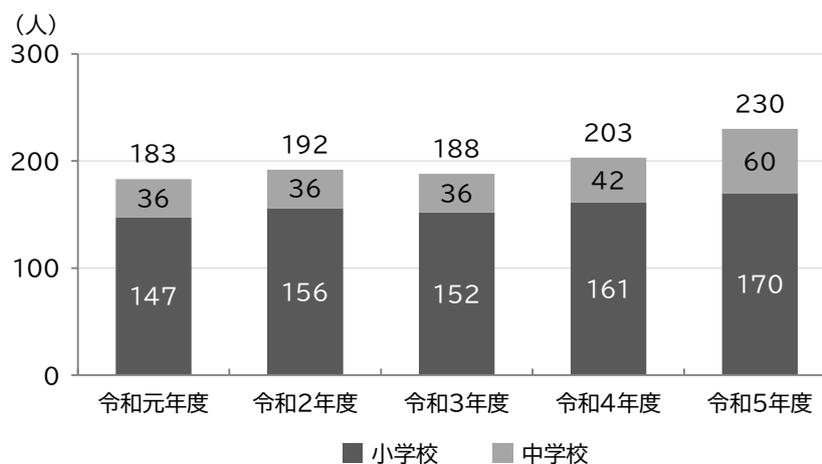
町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で230人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	147	156	152	161	170
中学校	36	36	36	42	60
合計	183	192	188	203	230

資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

特別支援学級在学者数の推移



資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

## 2 第6期大津町障がい福祉計画・第2期大津町障がい児福祉計画の進捗

### (1) 障害福祉サービスの提供状況

#### ① 訪問系サービス

- ・
- ・
- ・
- ・

種類	単位	達成率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	時間/月	実績値	589	629	521
		計画値	449	459	476
		達成率	131.2%	137.0%	109.5%
重度訪問介護	時間/月	実績値	0	0	0
		計画値	60	25	25
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護	時間/月	実績値	43	40	49
		計画値	47	48	48
		達成率	91.5%	83.3%	102.1%
行動援護	時間/月	実績値	15	13	5
		計画値	17	38	38
		達成率	88.2%	34.2%	13.2%
重度障害者等包括支援	時間/月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成率	-	-	-

## ② 日中活動系サービス

・  
・  
・  
・

種類	単位	達成率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活介護	人日/月	実績値	1,438	1,482	1,577
		計画値	1,509	1,539	1,558
		達成率	95.3%	96.3%	101.2%
自立訓練(機能訓練)	人日/月	実績値	0	6	13
		計画値	6	6	6
		達成率	0.0%	100.0%	216.7%
自立訓練(生活訓練)	人日/月	実績値	138	107	78
		計画値	340	152	152
		達成率	40.6%	70.4%	51.3%
就労移行支援	人日/月	実績値	146	202	170
		計画値	225	182	195
		達成率	64.9%	111.0%	87.2%
就労継続支援(A型)	人日/月	実績値	1,035	969	986
		計画値	1,108	1,240	1,380
		達成率	93.4%	78.1%	71.4%
就労継続支援(B型)	人日/月	実績値	1,238	1,366	1,450
		計画値	1,030	1,350	1,620
		達成率	120.2%	101.2%	89.5%
就労定着支援	人/月	実績値	4	7	8
		計画値	1	2	3
		達成率	400.0%	350.0%	266.7%
療養介護	人/月	実績値	9	10	11
		計画値	9	9	10
		達成率	100.0%	111.1%	110.0%
短期入所(福祉型)	人日/月	実績値			
		計画値	140	174	174
		達成率			
短期入所(医療型)	人日/月	実績値			
		計画値	11	10	10
		達成率			

### ③ 居住系サービス

・  
・  
・

種類	単位	達成率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立生活援助	人/月	実績値	2	3	3
		計画値	1	1	1
		達成率	200.0%	300.0%	300.0%
共同生活援助	人/月	実績値	38	39	43
		計画値	31	36	37
		達成率	122.6%	108.3%	116.2%
施設入所支援	人/月	実績値	40	41	42
		計画値	35	39	37
		達成率	114.3%	105.1%	113.5%

### ④ 相談支援

・  
・  
・

種類	単位	達成率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	人/月	実績値	52	62	64
		計画値	70	56	59
		達成率	74.3%	110.7%	108.5%
地域移行支援	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

## (2) 障害児通所支援の提供状況

### ① 児童発達支援

・  
・  
・  
・

種類	単位	達成率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	人日/月	実績値	744	805	853
		計画値	870	735	840
		達成率	85.5%	109.5%	101.5%
医療型児童発達支援	人日/月	実績値	0	0	0
		計画値	6	6	6
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	人日/月	実績値	1,649	1,914	2,288
		計画値	2,245	1,674	1,788
		達成率	73.5%	114.3%	128.0%
保育所等訪問支援	人日/月	実績値	7	9	28
		計画値	27	8	9
		達成率	25.9%	112.5%	311.1%
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	実績値	0	3	6
		計画値	2	2	2
		達成率	0.0%	150.0%	300.0%

### ② 障害児相談支援

・

種類	単位	達成率	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児相談支援	人/月	実績値	84	92	104
		計画値	94	96	104
		達成率	89.4%	95.8%	100.0%

### (3) 地域生活支援事業の提供状況

#### ① 必須事業

- ・
- ・
- ・

#### ② 任意事業

- ・
- ・
- ・